

✚ 貨物概要

長方形や楕円形状の純金製（純度 99.99%）の小型の板状のもので、品位を保証する純度、重量、製造者のスイス政府への登録マーク及び会社名が刻印されている。

✚ 分類

関税率表第 7108.12 号（統計番号 7108.12-000）のその他の形状のもの（加工していないもの）の金

✚ 分類理由

金地金としての品位を保証する刻印を有する板状の塊（インゴット）であると認められることから、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）